

資料集

平成 21 年度 大山崎町バリアフリー協議会



平成 22 年 3 月 30 日 開催

大山崎ふるさとセンター

目 次

第1章 大山崎町バリアフリー基本構想

大山崎町バリアフリー基本構想の理念と基本方針	2
重点整備地区設定及びバリアフリー化を図るべき施設と経路	4
重点整備地区の概要と基本目標	8
重点整備地区で実施する事業の整備方針と整備目標	10
1.公共交通のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標	10
○阪急大山崎駅	10
○JR山崎駅	11
○バス関連	12
2.建築物等のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標	13
○大山崎町役場	13
○大山崎町立中央公民館	14
○大山崎町保健センター	15
○大山崎町立老人福祉センター長寿苑	15
3.道路のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標	17
●生活関連経路	17
●準生活関連経路	20
4.その他のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標	22
総合的なバリアフリー化への取り組みと今後の推進方策	23
1.心のバリアフリーの推進	23
2.町全域におけるバリアフリー化への取り組み	24
3.今後の推進方策	26

第2章 大山崎町建築物特定事業計画

背景と位置付け	28
建築物特定事業計画の整備方針	29
(1)移動経路	29
(2)設備	30
(3)案内標識等	31
(4)その他	32

参考資料

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱	36
大山崎町バリアフリー協議会委員名簿	37

第1章 大山崎町バリアフリー基本構想

大山崎町バリアフリー基本構想の理念と基本方針

1. 大山崎町バリアフリー基本構想の理念

本町は、天王山や淀川といった豊かな自然環境に恵まれたまちであると同時に、西国街道が町の中心を貫く歴史環境の豊かなまちでもあります。大山崎町第3次総合計画においても、まちの将来像は、『天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち おおやまざき』としており、自然環境と歴史環境を大切にしたいまちづくりを目指すとともに、この実現方策として6つの柱を施策大綱としています。このうち、「笑顔とふれあいのある健康福祉のまちづくり」においては、高齢者や障害者をはじめとするあらゆる人々が、住み慣れた地域で安全安心に暮らせる生活環境の整備を進めると定められています。

また、大山崎町都市計画マスタープランにおいては、『ゆたかな自然環境と活力の調和する快適居住都市・大山崎町』を将来都市像としており、まちづくりの目標のひとつには、「住民すべてが生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくり」を目指すこととしています。

これらの上位計画における将来像をふまえ、大山崎町バリアフリー基本構想では、おおやまざきの自然や歴史、文化を尊重しながら、町民が生涯に渡って心豊かに暮らせるまちづくりを実現することが望まれます。そのため、高齢者や障害者等を含め、あらゆる人が日常生活や社会生活を円滑に行えるまちづくりが必要となり、町に関わるすべての人々が、互いのことを理解しあい助けあえるまちであることが求められることから、次の理念を定めます。

「みんながいきいきと暮らし続けることができる やさしいまち おおやまざき」
～安全安心で快適なバリアフリー整備と こころのバリアフリーの実現から～

高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人が、教育、学習活動への参加や、スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加などを通じて、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを実現していくことが重要です。そのためには、安心・安全に暮らせる生活環境の整備はもちろんのこと、あらゆる人が利用しやすい生活環境を整備していくことが重要となります。また、いきいきと暮らせるためには、ハード面における整備だけで実現できるものではなく、参加と交流を通じて実現する、心のバリアフリーが必要不可欠です。さらに、これらの実現は、一過性の取り組みによるものではなく、継続的な取り組みによって持続させることが、暮らしに根付いたバリアフリーのまちづくりへとつながっていきます。

2. 大山崎町バリアフリー基本構想の基本方針

大山崎町バリアフリー基本構想の理念を実現するために、上位関連計画や移動等円滑化の促進に関する基本方針のほか、住民意向調査等をふまえながら、次の6つの基本方針を定めます。

① あらゆる人を対象としたバリアフリー化

バリアフリー新法では、高齢者及び障害者だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等、日常生活及び社会生活を行っていくうえで、道路や公共交通機関の利用における移動面や建築物、公園といった施設を利用する際に制約を受ける人を対象としていることから、本町においても、多様な人の利用を考慮しながら、ハード面及びソフト面におけるバリアフリー化を推進していきます。

② 重点整備地区における総合的かつ一体的な取り組み

高齢者と障害者が増加し続けているなか、バリアフリー化を早急に推進していくことは喫緊の課題であり、総合的かつ一体的に取り組み、重点的にバリアフリー化を推進する地区(重点整備地区)を設けます。

③ 安心・安全かつ快適な施設等の整備

施設や設備の整備にあたっては、あらゆる人が安全かつ安心に利用できるようバリアフリー新法に基づく各基準やガイドライン等に沿った整備を実施していくこととし、さらに、快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方も取り込みながら施設等の整備を実施します。

④ 心のバリアフリーの推進

あらゆる人が安心して外出でき、快適に過ごせるまちであるためには、建築物や道路といったハード面における整備だけではなく、ソフト面としての「心のバリアフリー」の実現が不可欠です。みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、参加と交流による実現を目指すほか、バリアフリーに関する広報・啓発活動等の推進により心のバリアフリー化を推進します。

⑤ 多様な参加者による整備

あらゆる人を対象としたバリアフリーでは、それぞれのニーズが異なることが多く、整備主体の一存で整備を行うと、十分な整備が実現されないことが考えられることから、計画策定や整備にあたっては、高齢者や障害者、妊産婦等の多様な参加者が協働で取り組んでいく必要があります。また、町民、施設設置管理者、行政が一体となって連携して取り組むことにより、効率的な整備を実現します。

⑥ 段階的かつ継続的な取り組み

バリアフリーの実現は、町全域に必要なことです。多様な参加者が一体となって、段階的にバリアフリー化を実現していくとともに、継続的な実施により、時代の変化にも対応しながらよりよいバリアフリー化に取り組んでいきます。

重点整備地区設定及びバリアフリー化を図るべき施設と経路

(1)重点整備地区設定の考え方

重点整備地区は、移動等円滑化の促進に関する基本方針などの法的条件や周辺の動向等を踏まえながら設定します。また、重点整備地区の境界は「可能な限り市町村の区域内的の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路によって、明確に表示して定めることが必要である」とされていることから、図「大山崎町重点整備地区図(P)」のとおり設定します。

【大山崎町重点整備地区における要件整理】

要件	地区の状況
配置要件	<p>○徒歩圏内に特定旅客施設である阪急大山崎駅やJR山崎駅が立地しているほか、特別特定建築物である役場を始めとした官公庁施設が多数集積している地区です。また、特定旅客施設や特別特定建築物が3以上所在し、面積は約 35ha です。</p> <p>○役場周辺のシビックゾーンと阪急大山崎駅周辺の生活拠点は、徒歩による施設間移動もうかがえることから、一体の重点整備地区とします。</p>
課題要件	<p>○上位計画である都市計画マスタープランの将来都市構造における「生活拠点」や「シビックゾーン」、及びこれらを結ぶ「生活中心軸」が含まれる地区です。また、これらに集積する施設はアンケート調査による利用状況から、相当数の利用が見込まれ、道路においても、生活中心軸である西国街道において、多数の高齢者、障害者等が徒歩で利用しています。</p> <p>○円明寺が丘自治会館及び円明寺地区における西国街道(府道大山崎大枝線)は、アンケート結果より相当数の利用が見込まれる施設と道路であると考えられます。しかし、円明寺地区周辺で進められている京都第二外環状道路及び側道、阪急新駅が完成すると、円明寺地区の交通形態に大きく影響を与えると考えられます。そのため、円明寺地区については、京都第二外環状道路等が完了した後の交通状況を勘案した上で、バリアフリー化について再検討することとし、重点整備地区には含めないものとします。</p>
効果要件	<p>○シビックゾーンには、高齢者、障害者等が利用する福祉施設のほか、集会施設である中央公民館等が立地しています。また、生活拠点では阪急大山崎駅、JR山崎駅の鉄道駅が立地しており、高齢者、障害者等の日常生活、社会生活の円滑化が図られることにより、総合的な都市機能の増進につながります。</p>

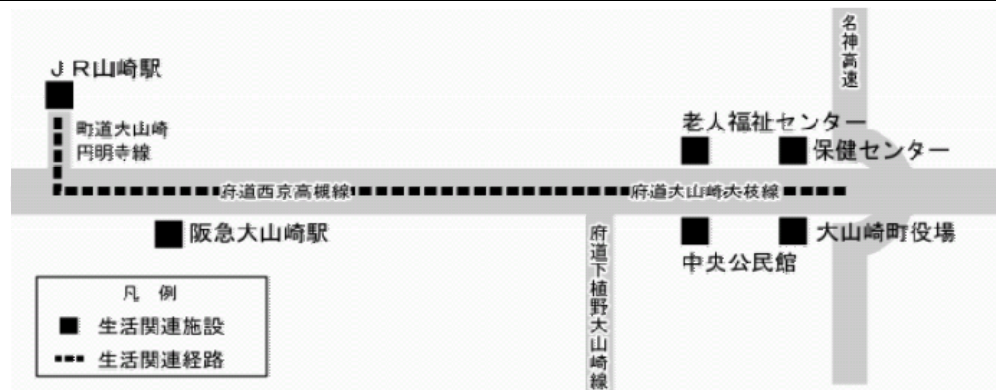
(2)生活関連施設

施設名称	施設の概要
阪急大山崎駅	鉄道駅(特定旅客施設 乗降客数:7,037 人/日)
JR 山崎駅	鉄道駅(特定旅客施設 乗降客数:13,858 人/日)
大山崎町役場	特別特定建築物(官公署 4階建)
中央公民館	特別特定建築物(集会施設、図書室 旧館:2階建 新館:3階建)
老人福祉センター	特別特定建築物(官公署 1階建)
保健センター	特別特定建築物(官公署 2階建)

※鉄道駅の乗降客数データはH19 年大山崎町統計書による

(3)生活関連経路

	経路名称	区 間	接続する生活関連施設
1	府道大山崎大枝線	町役場前交差点 ⇔府道下植野大山崎線	大山崎町役場、中央公民館、 老人福祉センター、保健センター、 阪急大山崎駅、JR 山崎駅
2	府道西京高槻線	府道下植野大山崎線 ⇔町道大山崎円明寺線	
3	町道大山崎円明寺線 (町道 1 号線)	JR駅前広場 ⇔西京高槻線	



(4)準生活関連経路

生活関連経路のうち、府道西京高槻線は歩道幅員が狭くなっているなどバリアフリー上の課題の多い路線であることから、基準に沿ったバリアフリー化が完了するまでには相当の時間を要する路線と考えられます。準生活関連経路は、生活関連経路の整備が実現するまでに、安全に移動できる経路として、比較的交通量が少ない路線で主に歩道整備が行われている道路を設定します。

	経路名称	区 間
4	府道下植野大山崎線	府道大山崎大枝線⇔町道大山崎線第 11 号
5	町道大山崎線第 11 号	府道下植野大山崎線⇔農協前
6	町道大山崎線第 28 号	町道大山崎第 11 号⇔町道大山崎第 52 号
7	町道大山崎線第 52 号	町道大山崎第 28 号⇔府道西京高槻線

(5)その他地区周辺の計画と整合を図る施設

●周辺の道路整備と整合を図り整備を検討する施設

施設名称	施設の概要
円明寺が丘自治会館	特別特定建築物(地区の集会施設 2階建)

(6)その他地区周辺の計画と整合を図る経路

●京都第二外環状道路及び側道や阪急新駅の状態に合わせ整備を図る路線

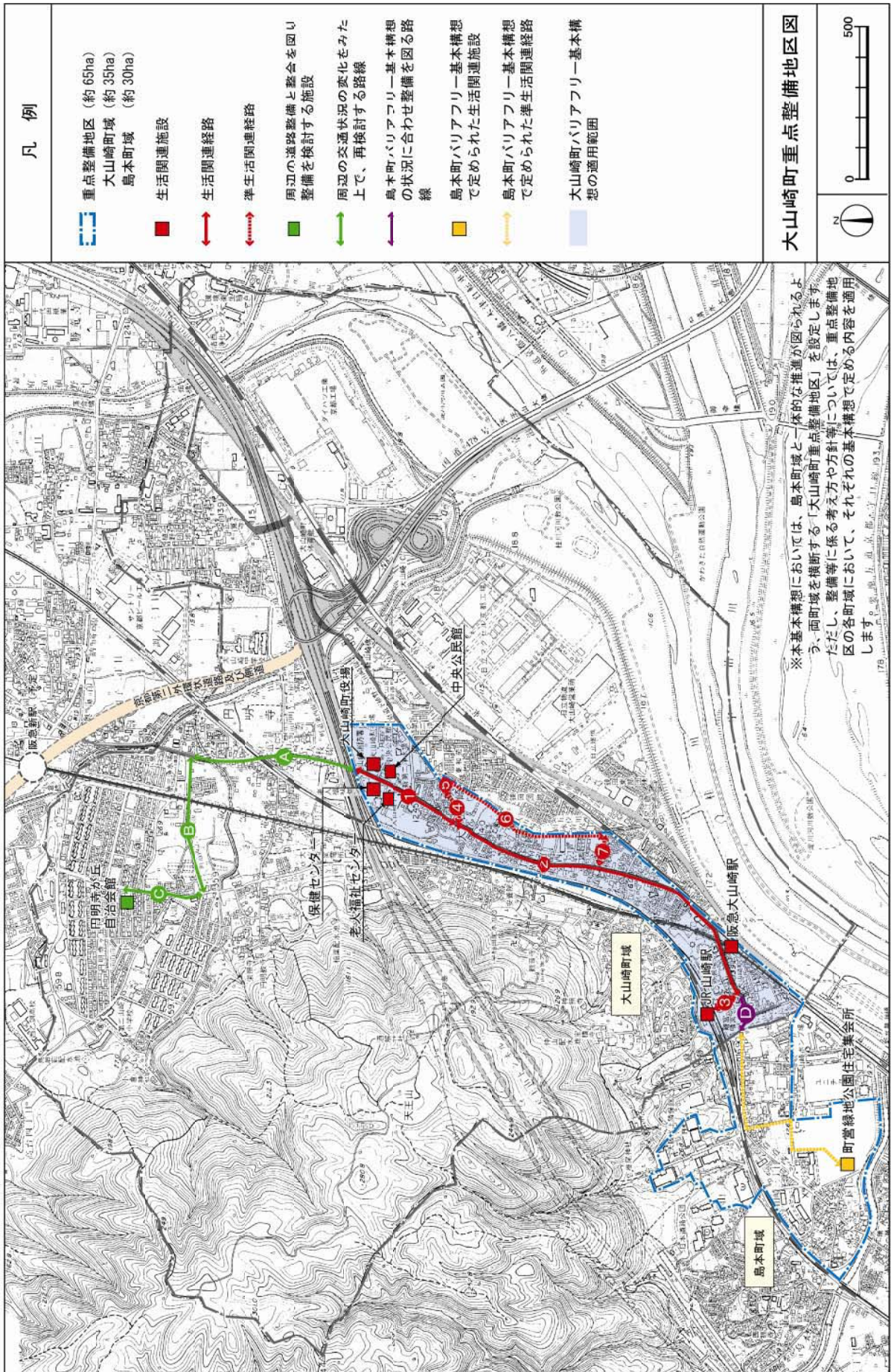
京都第二外環状道路及び側道や阪急新駅の供用後の地区内における交通形態を見極めながら、整備の方向性について検討します。

	経路名称	区間
A	府道大山崎大枝線	町道西法寺里後線⇔町役場前
B	町道西法寺里後線	町道大山崎円明寺線⇔府道大山崎大枝線
C	町道大山崎円明寺線	円明寺が丘自治会館前⇔町道西法寺里後線

●島本町バリアフリー基本構想の状態に合わせ整備を図る路線

島本町バリアフリー基本構想による整備の状態を見極めながら、整備の方向性について検討します。

	経路名称	区間
D	府道西京高槻線	町道大山崎円明寺線⇔島本町境



重点整備地区の概要と基本目標

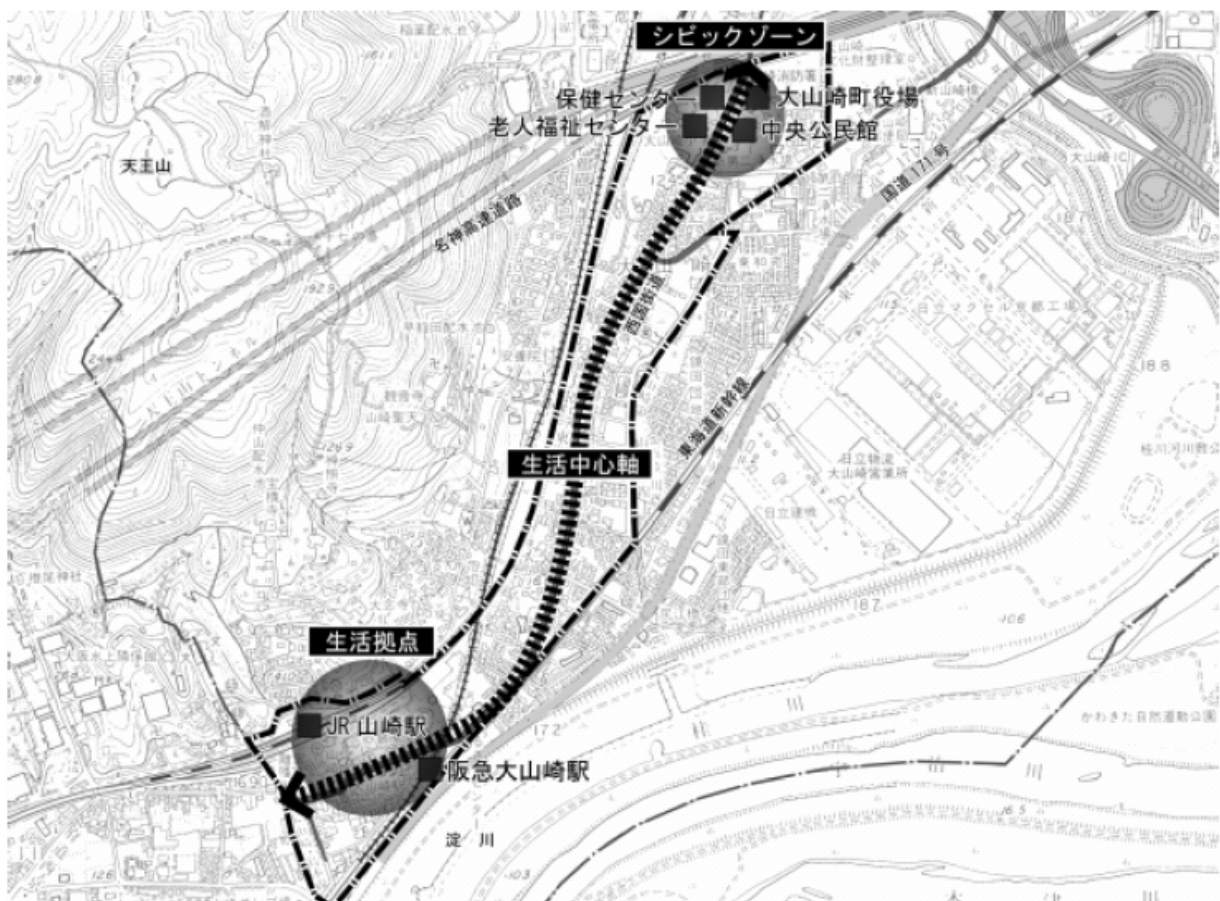
1. 大山崎町重点整備地区の概要

大山崎町重点整備地区は、天王山と淀川に挟まれた平野に鉄道及び道路が収束している地区で、地区の南側に鉄道駅を中心とした「生活拠点」、地区の北側に役場や中央公民館等の官公署を中心とした「シビックゾーン」が位置しています。生活拠点においては、阪急大山崎駅とJR山崎駅による生活関連施設が立地しており、二駅間の距離は約250mであることから、鉄道駅の乗換え利用客による移動が多数みられます。

一方、シビックゾーンにおいては、役場や中央公民館、老人福祉センター、保健センターが生活関連施設として立地し、不特定多数の町民が利用する地区となっています。また、これらの拠点とゾーンを「生活中心軸」である西国街道が貫き結ばれており、互いの施設を徒歩で利用することも見込まれます。

また、バス路線においては、阪急バスが西国街道を運行していますが、便数が少なく低床バスは導入されていない状況です。

【大山崎町重点整備地区の概況】



2. 大山崎町重点整備地区の基本目標

本地区は、北側のシビックゾーンに官公庁施設が集積しており、このゾーン内におけるバリアフリー化を重点的に推進することで、高齢者、障害者等による施設の利用が促進されと考えられます。このことにより、社会活動への参加の機会が拡大し「いきいきした暮らし」の実現へとつなげていきます。また、生活拠点における駅舎のバリアフリー化を促進することにより、町外からの来訪者の増大や町民の町外へのアクセス性向上による、交流機会の拡大を図り、ノーマライゼーションの理念を実現する整備を目指します。

－ 基本目標 －

- シビックゾーンと生活拠点におけるバリアフリー化の重点的な推進による交流機会の促進
- 駅及び駅周辺における生活拠点としてのバリアフリー化の促進
- シビックゾーンと生活拠点を結ぶ経路のバリアフリー化の促進

3. 大山崎町重点整備地区の整備目標年次

－ 整備目標の期間 －

- 短期:2008年(平成20年)～2010年(平成22年)
- 中期:2011年(平成23年)～2016年(平成28年)
- 長期:2017年(平成29年)以降

重点整備地区で実施する事業の整備方針と整備目標

1.公共交通のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

○ 阪急大山崎駅

(1) 基本的な考え方

本駅のバリアフリーに関する整備では、公共交通移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインへの適合に可能な限り努めます。移動等円滑化された経路の確保には、道路と接する出入口から改札、多機能トイレ及び車両の乗降口までの間に、高齢者、障害者等をはじめあらゆる人が、安全かつ円滑に移動できる経路を設けます。また、駅に備えられる設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

(2) 整備方針

■ 移動経路

○改札口からホームへはエレベーターにより移動できるようバリアフリー化を図ります。

○エレベーターは、主要な動線上にあつて利用者がわかりやすい位置に設置するものとし、やむを得ず、主要な動線から外れた位置に設置する場合は、案内サイン等により適切な誘導を図ります。また、スルー型のエレベーターが設置できない場合には、エレベーター乗降口のロビーに、車いす使用者が転回できる幅を設けます。

○視覚障害者が利用する施設間は、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、わかりやすい移動環境を整備します。

○ホームでは、内方線ブロックを設置します。

■ 設備

○多機能トイレは、車いす使用者をはじめ、オストメイトの人も円滑に利用できるものとし、異性介護に配慮した多機能トイレを設置します。

○エレベーターでは、音声により行き先を案内するほか、適切な位置に点字案内板を配置します。また、車いす使用者も使用できる位置に操作ボタンを配置します。

○ホーム待合室は、ホームの幅員を考慮した上で、施設更新時期に合わせて段差がなく車いす待機スペースの確保されたものを設置します。

○可変式情報表示装置は、遅延情報等の緊急時における文字情報を表示できるものを設置します。

○駅構内の設備配置を示した触知図を、改札口付近の視覚障害者が利用しやすい位置に設置します。

○券売機は、車いす使用者が利用しやすいよう、券売機室改築時期にカウンター下部に蹴込みを設けます。

○サイン類は、設備更新時に標準案内用図記号を用いた案内板を整備し、適切な大きさの標識を分かりやすい位置に設置できるよう検討します。

(3)整備目標

○ エレベーターの設置	(短期)
○ 多機能トイレの設置	(短期)
○ 視覚障害者誘導用ブロックの設置	(短期)
○ 内方線ブロックの設置	(短期)
○ 駅構内の設備配置を示した触知図の設置	(短期)
○ 可変式情報表示装置の設置	(短期)
○ 情報案内サイン等の設置	(短期)
○ 待合室の改善	(中～長期)
○ 券売機における蹴込みの設置	(中～長期)

※ただし、事業実施においては、国および地方公共団体の協調的財政補助を前提とします。

○ JR山崎駅

(1)基本的な考え方

本駅の改修によるバリアフリーに関する整備を行う場合には、公共交通移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインへの適合に可能な限り努めます。移動等円滑化された経路の確保には、道路と接する出入口から改札、多機能トイレ及び車両の乗降口までの間に、高齢者、障害者等をはじめあらゆる人が、安全かつ円滑に移動できる経路を設けます。

また、駅に備えられる設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。また、橋上化等による駅舎の大規模な改修が行われる際には、バリアフリー整備ガイドラインで示される標準的な内容を満たしたバリアフリー化を行うものとします。

(2)整備方針

○橋上化を含め、駅舎の整備手法について大山崎町としての案を策定中であり、案がまとまり次第、事業者と協議を開始するものとします。

(3)整備目標

○ 駅舎におけるバリアフリー化の推進	(中期)
--------------------	------

○ バス関連（阪急バス、京阪シティバス、町）

(1) 基本的な考え方

バス車両は、車両更新時期に合わせて低床バスが導入される見込みとなっており、今後、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境が整備されていくと考えられます。また、バスの乗降を円滑に行うには、道路やバス停のバリアフリー化が重要となることから、バス事業者及び道路管理者と協力しながら、乗降が円滑に行えるようバス停の整備に努めます。

(2) 整備方針

■ 車両（バス事業者）

○車いす固定スペースやスロープを設置した低床バス車両の導入を推進します。

■ バス停及び情報提供等（バス事業者及び町）

○通行に支障のあるバス停の標識については移設または、埋め込み式のものと変更することを検討し、歩行経路の確保に努めます。

○バス停に掲示している時刻表については、文字の拡大等により見やすい表示となるよう改善に努めます。

○低床バス導入の際には、低床バスの運行状況がわかるよう、運行時間帯のバス停への表示やインターネットを活用した情報提供に努めます。

(3) 整備目標

■ 阪急バス

- 車いすスペースやスロープを設けた低床バスの導入 (長期)
- バス停標識における表示の改善 (短期)
- 低床バスの運行状況が分る情報の提供 (長期)

■ 京阪シティバス

- 車いすスペースやスロープを設けた低床バスの導入 (長期)
- バス停標識における表示の改善 (短期)
- 低床バスの運行状況が分る情報の提供 (長期)

■ 町及びバス事業者

- バス停の移設等による歩行経路の確保を検討 (短期)

2.建築物等のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

建築物の基本的な考え方

本町の建築物におけるバリアフリーに関する整備では、建築物移動等円滑化基準への適合に可能な限り努めます。また、建築物移動等円滑化誘導基準や京都府福祉のまちづくり条例、及び京都府福祉のまちづくりガイドラインに沿った整備を目指すものとし、よりよいバリアフリー整備に努めます。

道路と接する出入口及び車いす使用者用駐車場から各施設における主な居室や多機能トイレ等まで、円滑化された移動経路を確保するとともに、設備等については、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

○ 大山崎町役場

(1)整備方針

■ 移動経路

○公共用通路(道路等)から出入口を通じて案内係もしくは案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの整備を図ります。

○正面玄関と車いす使用者用駐車施設をつなぐスロープの上下端部には点状ブロックを敷設します。

○視覚障害者誘導用ブロックの整備時期に合わせて、床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックへと改修します。

○敷地内通路にある目のあらいグレーチングは、細目で滑りにくいグレーチングへと改修します。

○駐車場や玄関付近における舗装材は、改修時期に合わせて滑りにくい舗装へと改修します。

■ 設備

○現在設置されている多機能トイレのうち一つ以上をオストメイト対応の多機能トイレへと改修します。

○トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。

■ 案内標識等

○車いす使用者用駐車施設における「身体障害者専用」との表示を、「車いす使用者用駐車施設」等の表示へと変更します。

(2)整備目標

- | | |
|-------------------------|------|
| ○ 視覚障害者誘導用ブロックの整備及び改修 | (短期) |
| ○ 目のあらいグレーチングの改修 | (短期) |
| ○ 駐車場及び敷地内通路等における舗装材の改修 | (長期) |
| ○ オストメイト対応多機能トイレへの改修 | (短期) |
| ○ トイレ床面の改善 | (中期) |
| ○ 車いす使用者駐車施設の標識の改修 | (短期) |

○ 大山崎町立中央公民館

(1)整備方針

■ 移動経路

- 公共用通路(道路等)から案内係もしくは触知図案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを改修します。
- 新館と旧館を結ぶスロープにおいては、手すりの設置を行います。
- スロープ斜面に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについては撤去します。

■ 設備

- 新館の多機能トイレは、オストメイト対応の多機能トイレへと改修し、手すりを可動式のものへと変更します。また、トイレ扉は軽くて開けやすい扉へと改修します。
- 旧館男子トイレにおいては、受け口が 35cm 以下の小便器へと改修します。
- トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。
- 新館にエレベーターを設置します。
- 旧館の正面出入口は自動ドアへ改修します。

■ 案内標識等

- 多機能トイレ付近には、主要な動線から見えやすい位置に、あらゆる人にわかりやすい標識の設置を行います。

■ その他

- 新館スロープ付近に車いす使用者用駐車施設を整備します。
- 旧館正面スロープ上に設置されている喫煙所は、移設します。
- 旧館正面出入口においては、ガラス扉が見えやすくなるよう工夫を行います。

(2)整備目標

- | | |
|----------------------------|------|
| ○ 視覚障害者誘導用ブロックの改修 | (短期) |
| ○ 新館と旧館を結ぶスロープへの手すりの設置 | (短期) |
| ○ 新館多機能トイレをオストメイト対応へ改修 | (短期) |
| ○ オストメイト対応とした多機能トイレへの標識の設置 | (短期) |
| ○ 旧館男子トイレの改修 | (中期) |
| ○ トイレ床面の改善 | (中期) |
| ○ 旧館正面出入口における自動ドアへの改修 | (長期) |
| ○ 旧館正面出入口ガラス扉等における視認性の向上 | (短期) |
| ○ 車いす使用者用駐車施設の整備 | (短期) |
| ○ 新館エレベーターの設置 | (長期) |

○ 大山崎町保健センター

(1)整備方針

■ 移動経路

- 車いす使用者等にも利用しやすいよう、道路から玄関までの経路における段差を解消します。※1

■ 設備

- 1階女子トイレの和式便座については、洋式便座へと改修します。

■ 案内標識等

- 玄関部に設置されている音響案内設備については修繕を行い、視覚障害者へのよりよい誘導を図ります。
- 多機能トイレの付近には、誰でも利用できるトイレであることの表示及び多機能トイレの標識を設置します。男女トイレの利用が困難な利用者へ利用を促します。

■ その他

- 2階への移動が困難な高齢者、障害者等が利用する検査等については、1階で実施するよう努めます。

(2)整備目標

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ○ 道路と敷地内通路の間に生じている段差の解消 | (H19 実施) |
| ○ 和式便座の洋式便座化(1箇所のみ) | (H19 実施) |
| ○ 高齢者、障害者等が利用しやすい検査の実施場所の検討 | (継続実施) |

※1 衛生面における事情により、玄関から室内への移動には室内用車いすへの乗換えによる移動とします。

○ 大山崎町立老人福祉センター長寿苑

(1)整備方針

■ 移動経路

- 視覚障害者誘導用ブロックの連続した敷設により、受付窓口への誘導を行います。
- なごみの郷へ通じる敷地内通路においては、舗装整備の際に透水性舗装へと改修します。
- 玄関付近及びスロープの上下端へ視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。また、なごみの郷へ通じる敷地内通路の誘導用ブロックを改修します。

■ 設備

- オストメイト機能が設けられた多機能トイレを整備します。

■ 案内標識等

- 多機能トイレの付近には、車いす使用者等が利用できるトイレであることを表示する標識を設置します。

■ その他

- 和室となっている居室のうち、少なくとも一以上は洋室へと改修を行います。
- 居室入口付近の段に生じている出っ張りについては、利用者の意見を考慮の上、必要に応じて解消を図ります。

(2)整備目標

- | | |
|-----------------------|------|
| ○ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修 | (短期) |
| ○ 敷地内通路における舗装の改修 | (中期) |
| ○ オストメイト対応多機能トイレの整備 | (短期) |
| ○ 居室入口付近における段の出っ張りの改修 | (短期) |
| ○ 一部の和室を洋室へ改修 | (中期) |

3.道路のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

● 生活関連経路

(1) 基本的な考え方

生活関連経路はあらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、道路移動等円滑化基準及び道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿った道路整備を目指します。また、音響式信号機への改良等の交通安全施設の整備について検討し、より一層の安全性の向上を目指します。

(2) 整備方針

項目	方針
歩道等の幅員	○有効幅員 2m以上を確保します。ただし、周辺の状況等によりやむを得ない場合は 1.5m 以上とします。
歩道等の舗装	○歩道舗装を行う際には、雨水を地下に浸透させる構造とし、平坦で、滑りにくい仕上げとします。
こう配	○縦断勾配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 ○横断勾配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。
歩車分離	○車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、必要に応じて、縁石及び柵等による分離を検討します。
歩道等の高さ	○車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入部を考慮して定める。(バス停は 15cm とする)
交差点等	○歩車道段差は 2cm 以下とし、車いすが転回できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 ○歩道等と車道等の接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車両乗入部	○横断勾配 1% (2%) 以下の部分の幅員を 1m以上確保します。
視覚障害者誘導用ブロック	○1.5m以上の幅員が連続して確保される歩道には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、線状ブロックは、極力直線的になるように敷設します。 ○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。
休憩施設	○歩道等の幅員や沿道の状況を考慮した上で、必要に応じてベンチ等を設置します。
交通安全施設	◇生活関連施設間を結ぶ道路で横断が生じる場合には、音響式信号機への改良を検討します。 ◇経路上、安全に横断することが必要な場所については、道路標識等の設置や改善を検討します。
その他	○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 ○道路の整備時期に合わせて、電線類の地中化や電柱の集約化、移設等を検討します。 ○通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。 ◇違法駐車車両の取り締まり及び広報啓発活動を継続して実施していきます。

※○は道路管理者による整備方針 ◇は公安委員会による整備方針

(3)整備目標

■ 府 道

① 府道 大山崎大枝線

○歩道の改修 (短期)

② 府道 大山崎大枝線

○歩道の改築 (短期)

◇音響式信号機への改良を検討 (短期)

③ 府道 西京高槻線

○歩道の改修 (短～中期)

○歩道の改築 (中期)

④ 府道 西京高槻線

○歩道の改修 (短～中期)

○歩道の改築 (長期)

⑤ 府道 西京高槻線

○歩道の改修 (短期)

◇運転者への注意喚起を促す道路標識の改良等を検討 (短期)

⑥ 府道 西京高槻線

○歩道の改修 (短期)

○歩道の改築 (長期)

■ 町 道

⑦ 町道大山崎円明寺線（町道1号線）

○歩道の新設 (長期)

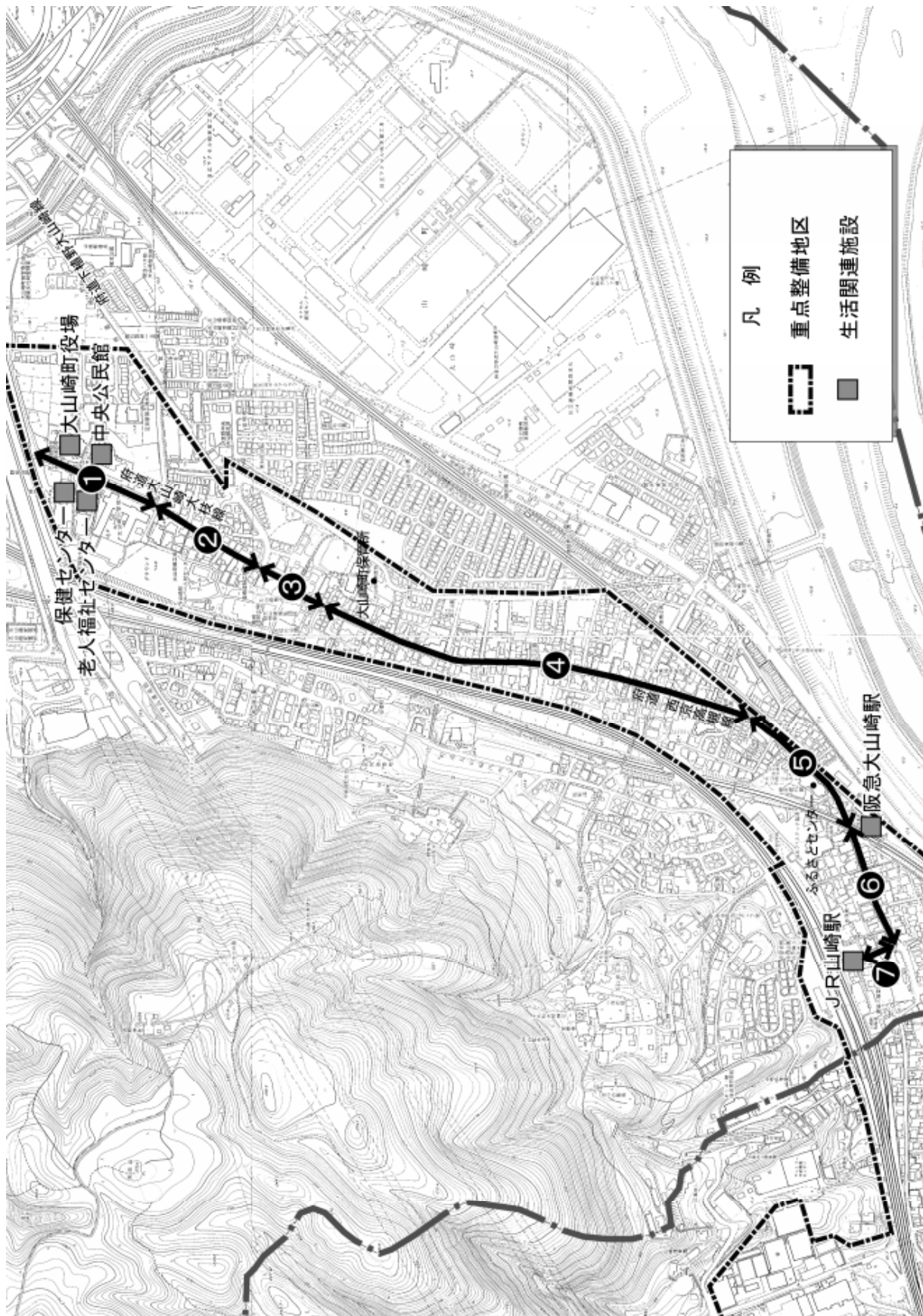
※歩道の改修とは……

歩道の拡幅は行わず、勾配や段差などについて、バリアフリー化を行っていくこと。

※歩道の改築とは……

歩道を拡幅または付替えを行うとともに、整備方針に沿ったバリアフリー化を行っていくこと。

【生活関連経路 路線番号図】



● 準生活関連経路

(1) 基本的な考え方

生活関連経路を補完する経路であることから、歩道が設置されている道路では、生活関連経路の整備に関する整備方針に準じた整備を図っていきます。また、歩道が設置されていない道路では、車両の減速を誘導するような措置を図るなど、交通安全施策と併せて安全性の向上を目指します。

(2) 整備方針

項目	方針
幅員	○有効幅員 1.0m以上を確保するものとし、車いすのすれ違いが可能となる場所を適宜確保します。
舗装	○歩道舗装を行う際には、平坦で、滑りにくい仕上げとします。
こう配	○縦断勾配は 5%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 8%以下とします。 ○横断勾配は 1%以下とします。ただし、地形や周辺の状況等によりやむを得ない場合は 2%以下とします。
歩車分離	○車道等に対する高さが 15cm 以上となるよう縁石線を設けることを基本とし、必要に応じて、縁石及び柵等による分離を検討します。
歩道等の高さ	○車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入部を考慮して定める。(バス停は 15cm とする)
交差点等	○歩車道段差は 2cm 以下とし、車いすが停車できる平坦部を確保します。 ○横断歩道接続部以外は縁石や柵等を設置します。 ○歩道等と車道等の接続する部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
車両乗入部	横断勾配 1% (やむを得ない場合は 2%) 以下の部分の幅員を 1m以上確保します。
視覚障害者誘導用ブロック	○歩道幅員及び路線の利用状況により、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック)の敷設を行います。また、線状ブロックを敷設する際には、極力直線的に敷設します。 ○視覚障害者誘導用ブロックは黄色を基本とし、周囲の色と対比しやすいものとします。
休憩施設	○歩道等の幅員や周辺の状況を考慮した上で、必要に応じてベンチ等を設置します。
交通安全施設	◇経路上、安全に横断することが必要な場所については、道路標示等の設置や改善を行います。
その他	○グレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施したものとします。 道路の整備時期に合わせて、電柱の集約化や移設等を検討します。 ○通行の支障となる放置自転車、沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います。 ○歩道の設置が困難な道路においては、歩行者の安全性向上のあり方について検討します。

(3)整備目標

■ 府 道

① 府道 下植野大山崎線

○歩道の改修 (短期)

■ 町 道

② 町道 11 号線

○歩道の改修 (短期)

③ 町道 28 号線

○歩道の改修 (中期)

◇横断歩道の設置の検討 (短期)

④ 町道 52 号線

○カラー舗装等による歩行者の安全性向上の検討 (短期)

【準生活関連経路 路線番号図】



4.その他のバリアフリー化に関する整備方針と整備目標

○ JR 山崎駅前広場

JR山崎駅前広場は、駅舎の整備手法と合わせて、大山崎町としての案を策定中であり、案がまとまり次第事業者と協議を開始するものとします。

総合的なバリアフリー化への取り組みと今後の推進方策

1.心のバリアフリーの推進

(1)町民の責務としての心のバリアフリー

平成 18 年 12 月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」において、国民の責務の項目が設けられ、心のバリアフリーに関する取り組みの重要性が明記されました。

心のバリアフリーは、高齢者、障害者等に対する理解及び協力のことであり、高齢者、障害者等が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、バリアフリー化されたまちを実現していくには、道路や建物等の「ハード」の整備だけでなく、同時に、町民の理解や協力による「ソフト」の整備があってこそ、安心して外出できる環境が確保されることとなります。

(2)心のバリアフリーに関する意見及び課題

アンケート調査やヒアリング調査等においても心のバリアについて指摘が見られ、心のバリアと考えられるものの種類は様々なところで問題となっているほか、ひとりひとりが取組むことで解決できるものや、協力しながら解決していかなければならないものなど多岐にわたります。

対 象	心のバリアに対する意見
公共交通	○電車の乗降時には、車いす利用者でもころよくサポートをしてくれて気持ちが良い。
道路	○生け垣の木が歩道にはみ出しているところが多い。 ○駐車場から、駐車車両の一部が歩道に出ており、通りづらい ○自動車、自転車等の運転マナーを向上させてほしい。
公園	○あらゆる人が一緒になって気持ちよく過ごせる公園があればよい。
情報コミュニケーション	○あらゆる人にわかりやすい案内板等の整備や大きくてわかりやすい文字の表示としてほしい。

(3)心のバリアフリー推進に向けた具体的な取り組み方針

本町で平成 19 年 3 月に策定した「大山崎町障害者計画」では、基本的視点のひとつとして、「理解と交流の促進」をあげており、心のバリアフリーを推進していくうえでも重要な視点となると考えられます。また、交流の場へ参加を促すためにも、広報・啓発活動等を推進するとともに、障害者等が参加しやすいソフト面における環境整備にも取り組みます。

① バリアフリーに対する広報・啓発活動等を推進します

心のバリアフリーへの理解を促進するため、心のバリアについて具体的な例を紹介するなど、広報誌やホームページ等を通じて町民に広く知ってもらうことで、ひとりひとりの意識を高めます。また、バリアフリー整備の進捗などについて公表することにより、バリアフリー化された施設等の利用を促します。このほか、

心のバリアフリー体験等の交流の場への参加が促進されるよう、情報発信や伝達方法等について研究していくとともに、バリアフリーに関連する講演会の開催や定期的な町内のバリアフリー点検調査や意見交換会を行うなど、バリアフリーに対する意識の高揚を図ります。

② 福祉施策との連携による自立と社会参加のためのバリアフリー促進

筆談による対応や、バリアフリー整備だけでは十分な移動や施設利用が困難な人に対しサポート等を行うなど、可能な限り多くの人が日常生活・社会生活を行える仕組みづくりを進めます。また、手話通訳者の育成や緊急時における障害者等への対応方法を確立するなど、コミュニケーションに係るバリアフリー化を推進していくことにより、自立と社会参加を促す環境づくりに取り組みます。

③ 心のバリアフリーが実践されるよう、協力を呼びかけます

心のバリアフリーの実現には、障害のある人とない人の交流に加え、高齢者から幼年者までの幅広い世代の参加による相互理解が望まれます。また、交流を通じて醸成された心のバリアフリーが実践されるように協力を求めています。

具体的には、歩道に乗り上げて駐停車しようとしている車両や、放置自転車、歩道にはみだした生け垣や歩道上のごみ集積場、商店の看板やのぼりといった、個人により取り組むことが可能な心のバリアフリーについて、住民相互による住まい方のルールづくりなどの協力を呼びかけていくほか、自転車や自動車による通行マナーの向上を呼びかけていきます。

2.町全域におけるバリアフリー化への取り組み

本町においては、事業の効率的な推進の観点から、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進する地区として重点整備地区を設定しバリアフリー化を推進することとしています。そのため、前章では「重点整備地区で実施する事業の整備方針と目標」を定めており、今後はこれに基づいた計画が立てられ事業が実施されることとなります。しかし、バリアフリー化が必要な範囲は重点整備地区のみではなく、町全域を対象として取り組む必要があります。

(1)生活関連経路以外の道路の整備

重点整備地区における生活関連経路としていない道路や、重点整備地区外にある道路においても、維持修繕時や改築時にバリアフリー化に努めます。既設の道路では、道路沿道に立地する宅地の状況等により、幅員や勾配の緩和が困難な道路もあるため、維持修繕時における取り組みでは、可能な範囲で道路の移動等円滑化基準に適合した整備に努めていきます。

(2)生活関連施設ではない町建築物等のバリアフリー化

生活関連施設として選定していない公共建築物は、新築もしくは建替時には基準に適合した建築物となるよう義務が課せられています。しかし、既存の建築物において、建築物移動等円滑化基準に適合した整備を行うことは困難であり、今後は、設備等の更新時期に合わせて基準及び京都府福祉のまちづく

り条例に適合した施設の整備に努めます。ただし、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化については、積極的に取り組みます。このほか、都市公園等においても、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。

学校においては、災害時における避難場所として指定されていることから、あらゆる人が一時的に生活できる施設として整備を図る必要があるほか、障害児が地域で学べるよう一定の整備を図ることが望まれます。このような考えから、本町においては、学校のバリアフリー化に努めます。

(3) 民間建築物等のバリアフリー化

アンケート結果においても、小売店舗等の生活利便施設の利用頻度が高く、不特定多数の人または主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物にあっては、民間建築物であってもバリアフリー化の重要性は高いと考えられます。バリアフリー新法においても、特別特定建築物においては、建築主等による基準適合への努力義務が課せられていることから、特にバリアフリー化の必要性が高いと考えられる建築物については、改善への要望等を行っていきます。

(4) 文化財や観光等におけるバリアフリー化

本町の特色である文化財や自然環境等においても、一定のバリアフリー化を図っていくことは必要であると考えられます。しかし、文化財における保護的な観点や、自然環境における環境保全及び安全確保の観点も重要であることから、市街地におけるバリアフリー化と同等の整備を行っていくことは困難になります。現段階においては、文化財や自然環境等におけるバリアについては、その状況についての情報提供を行うなどの対策を行っていくこととし、今後は、対応可能なバリアフリー化方策について検討していきます。

3.今後の推進方策

(1)町民、施設設置管理者等と行政の協働による推進

本基本構想に基づき、一体的かつ総合的なバリアフリー化を図るためには、町民、施設設置管理者等と行政が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要であり、整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが求められます。

このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割を踏まえ、相互に協力してバリアフリー整備に努めるものとします。

【 町民、施設設置管理者等、行政等の役割 】

町民	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう理解を深める。 ○バリアフリー化された施設の利用等が妨げられないよう注意し、バリアフリー化の不十分な施設においては、手助け等により支援する。
施設設置 管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○新設する対象施設において、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー化を行う。 ○バリアフリー化された施設において、その機能が損なわれないよう維持管理を行う。 ○既設の対象施設におけるバリアフリー化に努める。 ○公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の適切な提供に努める。 (公共交通事業者) ○職員に対する教育訓練に努める。(公共交通事業者)
国	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針、移動等円滑化基準及びバリアフリー化を促進させる施策に対し継続的な改善等に取り組む。 ○広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、心のバリアフリーを普及させるよう努める。 ○施設設置管理者等が行うバリアフリー化に対して、必要な支援措置を講じる。 ○施設設置管理者等によるバリアフリー化事業の実施状況について、情報が確実に収集され、利用しやすい形で提供されるよう努める。 ○地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○国の施策に準じて、バリアフリー化を促進するために必要な対策を講じる。 ○バリアフリー新法に基づく、地域の実情に応じた条例の制定に努める。

(2) 社会情勢変化への柔軟な対応

本町の北部に位置する円明寺地区周辺では、京都第二外環状道路及び側道の整備が進められると同時に、阪急新駅の設置が検討されるなど、現況の交通形態や土地利用等を大きく変える可能性のある事業が進行しています。また、本町西側に隣接する島本町においては、島本町バリアフリー基本構想を策定することとしており、その中で、本町に隣接した重点整備地区を設定することとしています。このような町周辺で生じている大きな社会的変化は、現在重点整備地区に含まれていない地区においても一体的なバリアフリー化の推進が必要となることもあることから、基本構想の見直しを適宜検討します。また、高齢者や障害者等を取り巻くバリアフリーに関する環境は変化し続けており、新たな法制度や技術的变化に対しても、必要に応じて基本構想の見直しを図ります。

(3) 継続した取り組み(スパイラルアップ)への体制づくり

バリアフリー化の推進にあたっては、社会情勢変化への柔軟な対応が必要となることから、長期間にわたる継続した取り組みが重要となります。このため、本基本構想に掲げた事項以外のことについても、町はもとより、町バリアフリー協議会において、下記事項をはじめとする取り組みを引き続き行うことにより、本基本構想の理念の実現に努めていきます。

① 大山崎町

多様化する住民のニーズを適切に把握し、バリアフリー化の取り組みに円滑に反映していけるよう担当窓口を設けるとともに、ノーマライゼーションのまちを町民と協働し実現していくために、推進主体となる町民組織の設立誘導及びその支援を行います。

② 大山崎町バリアフリー協議会

本基本構想策定後にあっても、基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、引き続き協議会を設置し、大山崎町におけるバリアフリー化の推進に積極的に関与します。

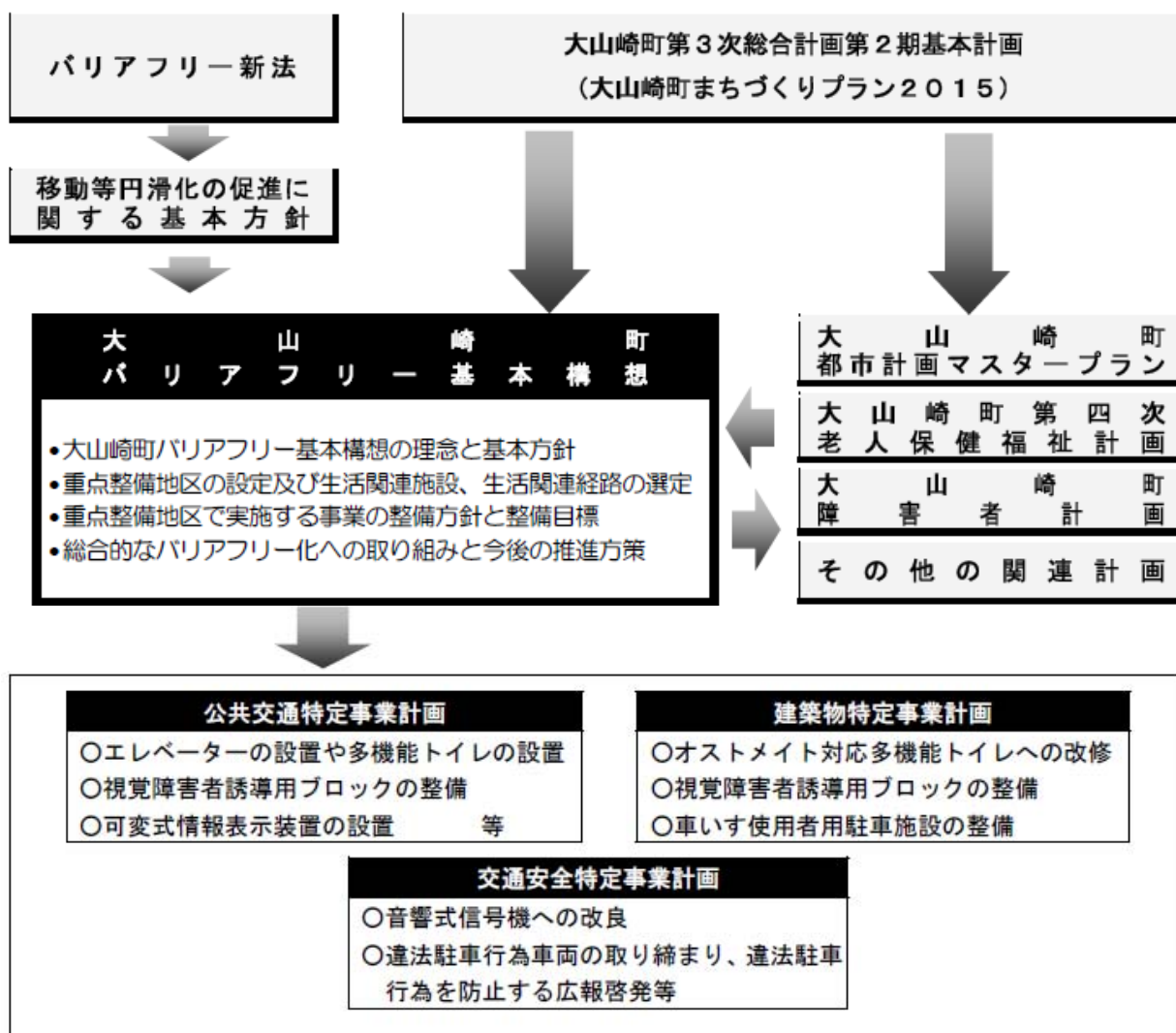
(4) 平成 22 年までの重点的な取り組み

移動等円滑化の促進に関する基本方針で定められる移動等円滑化の目標である平成 22 年までに、可能な限りのバリアフリー化を実現するため、上記に記載したスパイラルアップの取り組みについて、本基本構想策定後 3 年間で特にバリアフリーに関する意識の高揚等を図る期間(重点推進期間)として、積極的に取り組むものとします。

第2章 大山崎町建築物特定事業計画

背景と位置付け

我が国では、高齢化の進展や、障害のある人と障害をもたない人が同等に生活し活動する社会を目指す「ノーバリエーション」の理念の進展をうけ、平成18年12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されました。これにともない、本町では、平成20年3月に「大山崎町バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、移動等円滑化の目標や生活関連施設及び生活関連経路において実施すべき事業について定め、バリアフリー化へ向けた本格的な取り組みをスタートさせました。今後は、バリアフリー新法に基づき、各施設設置管理者等が基本構想で定めた方針に沿った特定事業計画を作成し、バリアフリー整備の事業化へ向けた取り組みを進めます。



建築物特定事業計画の整備方針

建築物特定事業計画における整備方針は、基本構想で定められた、整備の基本的な考え方や整備方針、整備目標に沿ったものとし、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省編集)」を踏まえて定めます。

(1) 移動経路

対象施設	基本構想における整備方針	
役場	○公共用通路(道路等)から出入口を通じて案内係もしくは案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの整備を図ります。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	○正面玄関と車いす使用者用駐車施設をつなぐスロープの上端部には点状ブロックを整備します。	
	○視覚障害者誘導用ブロックの整備時期に合わせて、床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックへと改修します。	
	○敷地内通路にある目のあらいグレーチングは、細目で滑りにくいグレーチングへと改修します。	
中央公民館	○公共用通路(道路等)から案内係もしくは触知図案内板までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを整備します。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	○スロープ斜面に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックについては撤去します。	
	○別館と本館を結ぶスロープにおいては、手すりの設置を行います。	スロープの整備方針
老人福祉センター	○視覚障害者誘導用ブロックの連続した整備により、受付窓口への誘導を行います。	視覚障害者誘導用ブロックの整備方針
	○玄関付近及びスロープの上下端へ視覚障害者誘導用ブロックを整備します。また、なごみの郷へ通じる敷地内通路の誘導用ブロックを整備します。	
	○なごみの郷へ通じる敷地内通路においては、舗装整備の際に透水性舗装へと改修します。	敷地内通路の整備方針

＜視覚障害者誘導用ブロックの整備方針＞

- 公共用通路（道路等）から出入口通じて案内係までの経路において、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。
- 敷地と接する公共用通路（道路等）に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、敷地内に敷設する視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に配慮します。
- 敷設位置は、安全性とわかりやすさを考慮し、可能な限り最短となる経路とします。
- 床面とブロックの明度、色相又は彩度の差が大きいブロックとします。
- 改修する視覚障害者誘導用ブロックの形状は JIS 規格に適合したものとします。

＜スロープの整備方針＞

- スロープには、原則両側に手すりを設けます。
- 手すりには、耐久性があり、かつ利用者の快適性にも考慮した材料を用います。
- スロープ斜面は平坦性を確保するとともに、滑りにくい仕上げとし、視覚障害者にも識別しやすいよう配慮します。

＜敷地内通路の整備方針＞

- 敷地内通路において、主に歩行者が通行する部分は、滑りにくい仕上げとするとともに、水たまりなどができないよう排水性等も配慮します。
- 敷地内通路にある溝蓋やグレーチングのスリットの幅は、排水機能上の支障がある場合を除き、2cm 以下とします。

（2）設備

対象施設	基本構想における整備方針	
役場	○トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。	トイレの整備方針
中央公民館	○別館の多機能トイレは、オストメイト対応の多機能トイレへと改修し、手すりを可動式のものと変更します。また、トイレ扉は軽くて開けやすい扉へと改修します。	
	○本館男子トイレにおいては、受け口が 35cm 以下の小便器へと改修します。	
	○トイレ床面は必要に応じて滑り止め加工等を行います。	

＜トイレの整備方針＞

- 多機能トイレは、建物に一つ以上オストメイト対応の多機能トイレとします。
- 多機能トイレの扉は、車いす使用者が円滑に開閉できる引き戸とします。
- 多機能トイレの便房内は、車いす使用者や介護者が利用しやすいよう設備の配置や機能を工夫します。
- 男子一般用トイレには、床置き式の小便器を一以上設置します。
- トイレ床面は、滑りにくい仕上げとします。

(3) 案内標識等

対象施設	基本構想における整備方針	
役場	○車いす使用者用駐車施設における「身体障害者専用」との表示を、「車いす使用者用駐車施設」等の表示へと変更します。	案内標識の整備方針
中央公民館	○多機能トイレ付近には、主要な動線から見えやすい位置に、あらゆる人にわかりやすい標識の設置を行います。	
老人福祉センター	○多機能トイレの付近には、車いす使用者等が利用できるトイレであることを表示する標識を設置します。	

＜案内標識の整備方針＞

- 案内標識は、通路等から見えやすい位置に設置し、ピクトグラム等を用いたわかりやすい表示となるよう配慮します。
- 案内標識の大きさは、視力の弱い人にも見えやすいよう、大きさや色に配慮します。

(4) その他

対象施設	基本構想における整備方針	
中央公民館	○本館正面出入口においては、ガラス扉が見えやすくなるよう工夫を行います。	その他の整備方針
老人福祉センター	○和室となっている居室のうち、少なくとも一以上は洋室へと改修を行います。 ○居室入口付近の段に生じている出っ張りについては、利用者の意見を考慮の上、必要に応じて解消を図ります。	

<その他の整備方針>

- ガラス扉には、目の高さの位置に横桟を入れる又は、色や模様等で識別しやすいものとします。
- 利用居室の出入口は、80cm以上を確保するものとし、構造上可能であれば90cm以上とします。
- 出入口部には段を設けず、前後には車いすが通過しやすいよう水平部分を設けます。

參考資料

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱

大山崎町バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、同法第25条第1項に規定する基本構想として、大山崎町バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、大山崎町バリアフリー協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、法第26条第2項各号に掲げる者について、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

大山崎町バリアフリー協議会委員名簿

(平成 22 年 3 月現在)

区分	種別	氏名	所属団体・役職等	備考	
委員	町民委員	森田 肇	大山崎区長		
		武田 彪	円明寺区長		
		並川 正和	下植野区代表		
		蔦谷 重直	商工会代表		
		尾崎 光年	社会福祉協議会代表		
		北村 元一	長寿会連合会代表		
		小西 和子	身体障害者協会代表		
		中野 史子	知的障害者育成会代表		
		斎藤 亜紀	PTA連絡協議会代表		
		山口 允己	公募町民		
	杉本 明子	公募町民			
	学識経験者	飯田 克弘	大阪大学大学院准教授		
		石田 易司	桃山学院大学教授		
	公共交通事業者	奥田 英雄	西日本旅客鉄道株式会社京都支社		
		抱江 卓哉	阪急電鉄株式会社都市交通事業本部		
		野津 俊明	阪急バス株式会社自動車事業部		
		笠松 俊夫	京阪シティバス株式会社		
	公安委員会	高濱 正明	京都府向日町警察署交通課長		
	道路管理者	大山崎町	山本 崇裕	京都府乙訓土木事務所	
			柿本 伍市	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所	
矢野 雅之		総務部長			
勝瀬 光裕		環境事業部長			
塚本 浩司		健康福祉部長			
山田 繁雄		建設課長			
小国 俊之		福祉課長			
高田 正治		経済環境課長			
オブザーバー		羽田 祐治	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局		
		平山 哲男	京都府山城広域振興局副局長		
事務局	大山崎町 総務課	堀井 正光	総務課参事		
		大西 博之	総務課自治政策係リーダー		
		秋田 訓理子	総務課自治政策係主事		

